

令和6年第3回（9月）定例会

議案説明

令和6年9月4日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田LABVプロジェクト合同会社の令和5年度決算概要及び令和6年度事業計画概要について	1
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和5年度決算概要及び令和6年度事業計画概要について	1
報告第5号	令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について	3
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
議案第51号	令和5年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	5
議案第52号	令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第53号	令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第54号	令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第55号	令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第56号	令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第57号	令和5年度山陽小野田市病院事業決算認定について	7
議案第58号	令和5年度山陽小野田市水道事業決算認定について	7
議案第59号	令和5年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	8
議案第60号	令和5年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	8
議案第61号	令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について	8

議案第62号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第63号	のぞみ園整備事業（建築主体工事・機械設備工事）請負契約の締結について	9
議案第64号	令和5年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第65号	令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10

本日は、令和5年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市が出資する法人に係る決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

まず、山陽小野田LABVプロジェクト合同会社における令和5年度の決算について御報告します。事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。貸借対照表の固定資産においては、Aスクエアの整備に伴い、建物の取得のほか共用部備品やセキュリティ機器の購入などの資産形成が行われ、前年度比17億7,607万5,217円増の19億5,352万5,217円となったほか、流動資産においては、普通預金などが計上されており、資産全体では、前年度比19億9,862万5,116円増の21億9,736万3,457円となりました。なお、損益計算書においては、令和6年4月の供用開始のため、売上となる家賃収入がない期間であるものの、租税公課や学生寮家具等の購入のほか、融資等に伴う各種手数料など経費が生じていることから、当期純利益はマイナス6,804万1,577円となりました。

令和6年度の事業計画について、支出は、合同会社関連経費、Aスクエアの維持管理・運営に要する費用として、運営費、維持管理費、水光熱費などのほか、支払金利を合わせた計1億2,534万1,000円が計上されております。なお、これらの財源としましては、Aスクエアの賃料収入1億355万円のほか、国からの補助金収入909万1千円が充てられております。

山陽小野田LABVプロジェクト合同会社については、令和6年4月にAスクエアが無事にオープンし、運営が始まりました。事業期間を35年間とする長期にわたる事業計画の下、Aスクエア整備後の数年間は減価償却費が高い水準で推移することが想定されており、財務状況を含め計画どおりの運営がなされているものと考えております。引き続き、合同会社の運営が円滑に進み、国内初のLABVを活用したまちづくりが推進されるよう努めてまいります。

次に、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における令和5年度の決算について御報告します。貸借対照表の固定資産においては、山陽小野田市から薬学部校舎等の建物及び土地の現物出資を受けたことや、施設整備などの

資産形成が行われたことにより、前年度比 85 億 6,283 万 2,226 円増の 126 億 4,490 万 8,624 円となりました。

また、流動資産においては、現金及び預金が 14 億 1,818 万 5,660 円となるなど、資産全体では、前年度比 88 億 8,725 万 6,396 円増の 142 億 1,060 万 3,547 円となりました。なお、損益計算書においては、外部資金の獲得や経費節減などの経営努力等により、当期総利益は 7 億 9,606 万 9,233 円となりました。

令和 6 年度の事業計画について、支出は、人件費 17 億 3,300 万 5,000 円、一般管理費 14 億 4,995 万 8,000 円のほか、教育経費、研究経費、施設費など、計 50 億 4,812 万 7,000 円が計上されております。なお、これらの財源としては、市が交付する運営費交付金 20 億 4,166 万 6,000 円のほか、授業料や入学金等からなる学生等納付金収入、受託研究等収入などが充てられております。また、令和 6 年度は、工学部に医薬工学科が新設され、大学院においても、工学研究科数理情報科学専攻と薬学研究科薬学専攻が新設されたところです。

公立大学法人の運営につきましては、公立化後、在学者の数が着実に増加しており、財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。今後も法人運営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域の高等教育機関として「知（地）の拠点」の役割を果たし、地域に求められる大学として発展していくよう、市といたしましても、引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第5号は、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、御報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。

次に、実質公債費比率については、9.5%、将来負担比率については、37.6%、公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました諮問第1号から諮問第4号までは、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

御承知のとおり、人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱しますが、推薦につきましては、議会の意見を聞くこととされております。

現委員の青木恵子（あおき けいこ）氏、江中幸夫（えなか ゆきお）氏、荒川栄子（あらかわ えいこ）氏及び佐々木宏志（ささき ひろし）氏の任期が令和6年12月31日をもって満了することとなりますので、この度、後任委員の候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

慎重に人選しました結果、青木氏、江中氏については引き続き推薦し、荒川氏の後任には、磯谷美津子（いそたに みつこ）氏を、佐々木氏の後任には、通山京子（とおりのやま きょうこ）氏を推薦したいと思っております。

引き続き推薦します青木氏、江中氏は、1期3年、人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、その実績を鑑みましても適任であると確信しております。

新しく推薦します磯谷氏は、長年、地域福祉活動に携わっておられた御経験から、高齢者や福祉への理解や支援について精通しており、多岐にわたる人権問題を扱う人権擁護委員として適任であると考えております。

また、通山氏は、長年、教育現場に携わっておられた御経験から、人権教育や啓発への理解や支援について精通しており、多岐にわたる人権問題を扱う人権擁護委員として適任であると考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、荒川氏におかれましては1期3年、また、佐々木氏におかれましては2期6年にわたり、人権擁護の確立に御貢献を賜り、深甚なる敬意と謝意を表しますとともに、今後の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 51 号から議案第 56 号までは、令和 5 年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第 51 号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和 5 年度の予算額は、当初 314 億 6,300 万円でしたが、補正予算及び繰越明許費予算を合わせて、予算現額は、345 億 8,778 万 4,020 円となりました。

これに対し、歳入決算額は 332 億 3,333 万 3,159 円で、執行率は 96.1% となりました。

一方、歳出決算額は 326 億 2,601 万 638 円で、執行率は 94.3% となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は 6 億 732 万 2,521 円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源 1 億 6,307 万 6,717 円を差し引いた実質収支は 4 億 4,424 万 5,804 円の黒字となりました。

この 4 億 4,424 万 5,804 円の剰余金の処分については、今後の補正において、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 分の 1 を下らない金額を基金への積立てや地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比 0.04% 減の 103 億 1,810 万 8,849 円となっております。また、地方交付税は、対前年度比 6.4% 増の 84 億 8,786 万 5,000 円となりましたほか、国庫支出金は、対前年度比 6.4% 減の 53 億 482 万 8,458 円、市債は、対前年度比 6.4% 増の 16 億 6,574 万 7,000 円となりました。

歳出の内容については、お手元の資料「令和 5 年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和 5 年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数 0.538、経常収支比率 95.6% となっております。

次に、議案第 52 号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 5,282 万 1,054 円、歳出決算額 853 万 9,873 円、差引き 4,428 万 1,181 円となりました。主な内容は、歳入では、駐車場使用料であり、歳出では、駐車場事業費であります。

次に、議案第 53 号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 73 億 4,087 万 2,095 円、歳出決算額 72 億 4,611 万 7,781 円、差引き 9,475 万 4,314 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、県支出金及び他会計繰入金であり、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第 54 号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 66 億 8,730 万 3,452 円、歳出決算額 65 億 895 万 873 円、差引き 1 億 7,835 万 2,579 円となりました。主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であり、歳出では保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第 55 号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 11 億 6,901 万 4,430 円、歳出決算額 11 億 6,786 万 3,344 円、差引き 115 万 1,086 円となりました。主な内容は、歳入では保険料及び一般会計繰入金であり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第 56 号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 220 億 1,903 万 1,079 円、歳出決算額 228 億 755 万 1,687 円、差引き 7 億 8,852 万 608 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 6 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 1 億 3,356 万 1,693 円の黒字を計上することができました。

主な内容は、歳入では勝車投票券発売収入であり、歳出では競走事業費であります。

議案第 57 号から議案第 60 号までは、令和 5 年度の病院事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第 57 号は、病院事業決算認定であります。

まず、収益的収入は医業収益が 42 億 4,702 万 4,320 円となり、医業外収益、訪問看護ステーション事業収益及び特別利益を含んだ病院事業収益は 47 億 4,778 万 8,790 円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が 46 億 8,543 万 6,107 円となり、医業外費用、訪問看護ステーション事業費用及び特別損失を含んだ病院事業費用は 49 億 2,580 万 8,510 円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では 1 億 7,801 万 9,720 円の当年度純損失を生じ、当年度未処理欠損金は 29 億 2,391 万 3,421 円となりました。

次に、資本的支出は、建物改築費や医療機器更新に伴う器械及び備品費、企業債償還金で 6 億 294 万 5,683 円となり、これに対する財源として、資本的収入の企業債及び他会計負担金で 3 億 8,895 万 8,549 円を充て、差引不足額 2 億 1,398 万 7,134 円は消費税等資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第 58 号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、給水収益は前年度から約 1,890 万円減少し、総収益においては、約 1.2%減収となり、総額は 14 億 9,544 万 4,748 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額 13 億 6,447 万 5,041 円となり、この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 8,307 万 6,826 円が生じました。

次に、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金の総額が 8 億 8,271 万 4,800 円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事

負担金、出資金等の総額 3 億 5,520 万 1,687 円を充て、その結果、差引き 5 億 2,751 万 3,113 円の不足額が生じました。この不足に対しては、損益勘定留保資金等に加え、積立金を 8,909 万 9,853 円取り崩して補填しました。

次に、議案第 59 号は、工業用水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、総額 2 億 8,549 万 290 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額 2 億 2,498 万 3,276 円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 6,016 万 9,266 円が生じました。

次に、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金の総額が 1,790 万 2,554 円となりました。これに対する資本的収入がないことから支出総額全額が補填すべき不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、積立金を 1,418 万 4,554 円取り崩して補填しました。

次に、議案第 60 号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支は、収入総額 18 億 3,779 万 4,030 円に対し、支出総額は、17 億 9,940 万 6,381 円となりました。この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支は、収入総額 15 億 1,362 万 6,838 円に対し、支出総額は、22 億 4,800 万 9,883 円となり、差引き 7 億 3,438 万 3,045 円の不足額が生じました。この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填しました。

議案第 61 号は、令和 6 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、児童福祉施設災害対策事業、こども家庭センター整備事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 1 億 482 万 9,000 円を追加し、予算総額を 337 億 1,105 万 5,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 1,802 万 1,000 円、県支出金 2,077 万 9,000 円、財産収入 380 万 2,000 円、繰入金 1 億 9,291 万 7,000 円、諸収入 500 万円、市債 2,725 万円をそれぞれ増額し、地方

特例交付金 1,004 万 3,000 円、地方交付税 1 億 5,289 万 7,000 円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出については、総務費では、災害応急対応に必要となる経費などの増はあるものの、公立大学法人運営基金積立金の減により 504 万 1,000 円を減額し、民生費では、保育士独自加配事業、児童福祉施設災害対策事業、こども家庭センター整備事業などの増により 9,843 万 6,000 円を増額しております。

次に商工費では、商店街等活性化事業、山陽小野田名産品活用促進事業の増により 350 万円を増額し、土木費では、小規模土木事業などの増により 350 万円を増額し、教育費では、学校施設改修事業の増により 443 万 4,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、児童福祉施設災害対策事業ほか 1 件を追加するとともに、地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第 62 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律のうち、被保険者証の発行の廃止に関する規定が、令和 6 年 12 月 2 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 63 号は、のぞみ園整備事業（建築主体工事・機械設備工事）請負契約の締結についてであります。

これは、のぞみ園の建物は開所から 37 年が経過し、老朽化が進んでいることから、新たに建物を整備し、同園で提供する障害福祉サービスの質の向上及び安全の確保を図るものであります。

去る 8 月 6 日に建築主体工事・機械設備工事の指名競争入札を行いましたところ、2 億 4,662 万円をもって富士産業・吉田興産特定建設工事共同企業体が落札しましたので、当該工事について落札業者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 64 号及び議案第 65 号は、いずれも地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 64 号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 5 年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金 1 億 7,217 万 6,679 円の処分としては、まず、8,307 万 6,826 円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る 8,909 万 9,853 円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものです。

次に、議案第 65 号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 5 年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金 7,435 万 3,820 円の処分としては、全額を建設改良積立金に積み立てることとするものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。